

研究者の処遇に関する対応状況について

平成 22 年 2 月 16 日
独立行政法人沖縄科学技術研究整備機構

1. 参議院沖縄・北方特別委員会（平成 21 年 7 月 1 日）の指摘事項

特定の研究者に対する平成 19 年 1 月の具体的な支出内容（住宅・什器借上げ、教育・育児支援等）を示した上で、以下の指摘がなされた。

- ・運営費交付金からの支出による処遇として過剰ではないか。研究者を集めるために必要な処遇なのか。
- ・研究者の処遇に関する基準があるのか。不明確になっていないか。

2. 事実関係及び対応状況

- （１）特定の主任研究者に対して、①住宅、什器（机、椅子、書棚等）、自動車の借上、②就学児童の教育支援、③未就学児童の育児支援等を行ってきた。

※ 前職は海外の大学の副学部長。機構が国際的な研究環境を構築するに至っていない発足直後の段階（17 年秋）に採用交渉を開始し、海外から家族同伴で赴任した初めてのケースであり、同時期に他の研究機関からの招聘も受けていた。

- （２）内外の大学等と比較すると、国際的な競争の観点から、処遇自体は過剰なものとは言えない。

住宅：国内外を問わず、殆どの機関が相応の支援を提供（国内でも家具・家電を含めて提供する事例あり）

自動車：米国の大学で事例あり

教育支援：海外の機関で授業料の全額又は一定額の負担例あり

育児支援：国内外で事業所内託児所の整備事例あり。米国では保育料全額負担の例あり。

- （３）他方、処遇の基準や決定手続きに関する制度が十分に整えられていなかった。

⇒ 下記関係規程を整備済み

（加えて、事業所内託児所について、設置場所、条件、運営組織等を検討中。）

* 整備済みの関係規程

- （１）借上住宅規程（平成 21 年 9 月 14 日）

借上げ住宅の提供の対象を役員、主任研究者、外国人職員とする。

- （２）役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規程（平成 21 年 9 月 14 日）

および関連規則・ガイドライン（平成 21 年 11 月 13 日）

家具、車等の貸与、子弟の養育支援等の必要性・適切性は、外部の有識者を含む委員会において、前職の状況、機構での責任・役割等を踏まえて判断し、毎年度見直しを行う。